

# 上田市公害防止条例の規制概要

(平成22年4月1日施行)

## 目次

- 1 上田市公害防止条例について . . . 1
- 2 関係法令 . . . 1
- 3 規制の概要 . . . 2
- 4 工場・事業場の規制 . . . 3
  - 水質汚濁（汚水又は廃液）の規制 . . . 4
  - 騒音の規制 . . . 5
  - 悪臭の規制 . . . 7
  - 大気汚染（粉じん）の規制 8
- 5 特定行為の規制 . . . 9
  - (1) 建設工事の騒音規制 . . . 9
  - (2) 鳥獣威嚇用爆音機の騒音規制 . . . 12
- 6 日常生活等の規制 . . . 13
- 7 届出様式 . . . 16

## 1 上田市公害防止条例について

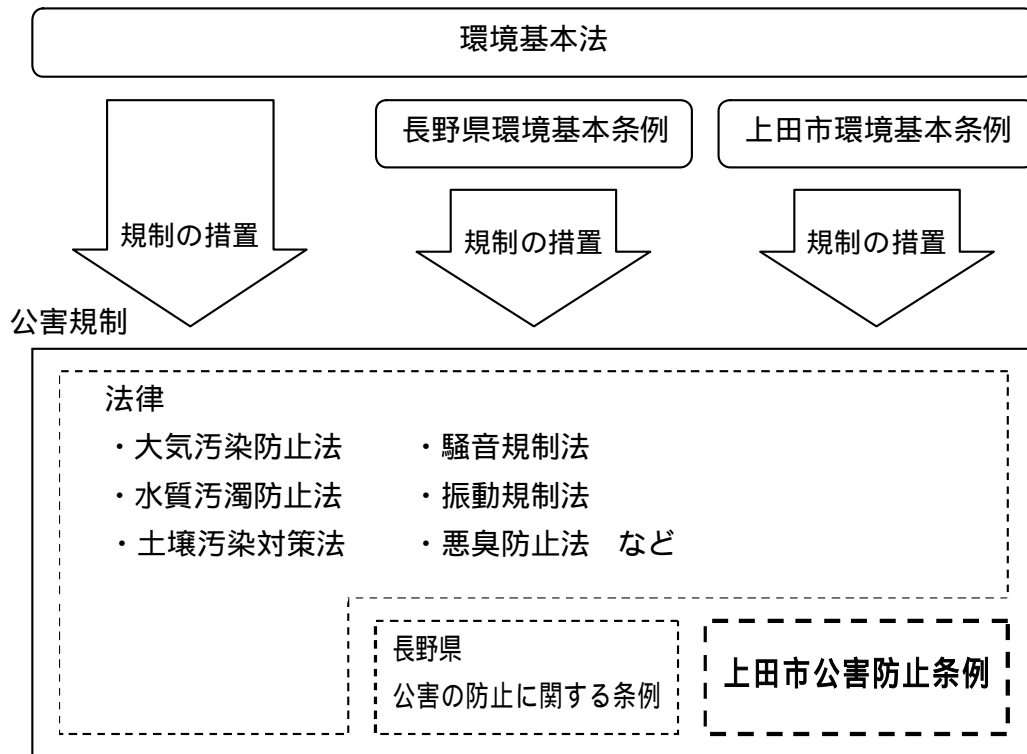
この条例は、「上田市環境基本条例」の規定に基づき、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、公害の防止等に関し必要な事項を定めたものです。

上田市は、平成 18 年の市町村合併により新上田市として発足しました。合併前は旧市町村により公害防止関係条例が制定されていましたが、それらの条例を統合し新上田市としてこの条例が制定されました。（平成 22 年 4 月 1 日施行）

公害規制法令については、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」などの法律や長野県の「公害の防止に関する条例」が整備されています。この条例はこれら上位法令を考慮しつつ上田市独自の事項について規定したもので、上位法令と一体となって公害の規制が行われます。

## 2 関係法令

### 基本理念



### 3 規制の概要

項目	内容
<p>工場・事業場の規制</p> <p>水質汚濁(汚水又は廃液)の規制</p> <p>騒音の規制</p> <p>悪臭の規制</p> <p>大気汚染(粉じん)の規制</p>	<p>・・・届出、規制基準、勧告・命令、罰則 (P.34)</p> <p>・・・届出、規制基準、勧告・命令、罰則 (P.35,6)</p> <p>・・・届出、規制基準、勧告・命令、罰則 (P.37)</p> <p>・・・届出、規制基準、勧告・命令、罰則 (P.38)</p>
<p>特定行為の規制</p> <p>建設作業の騒音規制</p> <p>鳥獣威嚇用爆音機の騒音規制</p>	<p>・・・届出、規制基準、勧告・命令、罰則 (P.9-11)</p> <p>・・・規制基準、勧告・命令、罰則 (P.12)</p>
<p>日常生活等の規制</p> <p>拡声機の騒音規制</p> <p>雑排水簡易浄化槽の設置義務</p> <p>その他の規制</p>	<p>・・・使用基準 (P.13)</p> <p>・・・構造基準、勧告・命令 (P.14)</p> <p>・・・生活排水等の排出制限 屋外作業の制限 土砂流出の防止 夜間の静穏保持 (P.15)</p>

#### 4 工場・事業場の規制

##### 規制対象

「特定施設」を設置する工場又は事業場

##### 義務

- ・ 規制の遵守
- ・ 特定施設の設置などの届出

##### 特定施設と規制基準

- ・ 汚水等の種類別に「特定施設」が規定され、それぞれ規制基準がある。

区分	特定施設	規制基準
水質汚濁（汚水又は廃液）	別表第 1	別表第 6
騒音	別表第 2	別表第 7 - 1
悪臭	別表第 3	別表第 8
大気汚染（粉じん）	別表第 4	別表第 9

- ・ 水質汚濁、悪臭及び大気汚染は全市を対象とするが、騒音は騒音規制法の規定により指定された地域（別表 7 - 1 に掲げる地域）に限る。また、法律や県条例の規制対象は除く。

##### 届出（提出部数：2部）

名称	様式	内容	届出期間
特定施設設置 （使用）届出書	様式第 1 号	特定施設の設置	設置の 60 日（騒音 30 日）前まで
		特定施設の使用	特定施設となった日から 30 日以内
特定施設変更届出書	様式第 2 号	構造等の変更	変更の 60 日（騒音 30 日）前まで
氏名等変更届出書	様式第 4 号	氏名等の変更	変更した日から 30 日以内
特定施設使用 廃止届出書	様式第 5 号	使用の廃止	廃止した日から 30 日以内
特定施設承継 届出書	様式第 6 号	承継	承継した日から 30 日以内

##### 平成 22 年 4 月 1 日の新条例施行に伴う経過措置

新条例の特定施設を旧条例により届出済みの場合	新たな届出不要 （旧条例の規定に基づきなされた決定、手続きその他の行為は、それぞれ新条例の相当規定によりなされたものとみなす。）
新たに特定施設となった場合	30 日以内に特定施設設置（使用）届出書を提出

##### 勧告及び命令

- ・ 計画変更勧告・・・特定施設の設置（構造等の変更）の届出をした者に対する必要な勧告
- ・ 改善勧告・・・特定施設の設置者等に対する必要な勧告
- ・ 改善命令・・・計画変更勧告又は改善勧告を受けた者に対する命令

##### 罰則

命令・届出等の違反に対する罰則

水質汚濁（汚水又は廃液）の規制

特定施設（別表第1）

番号	用途	名称	規模
1	動物の飼養の用に供するもの	(1) 豚の飼養施設	飼養能力 50 頭(繁殖豚にあつては5頭)以上(2 か月齢未満のものを除く)
		(2) 牛の飼養施設	飼養能力 5 頭以上
		(3) 馬の飼養施設	飼養能力 5 頭以上
		(4) 鶏の飼養施設	飼養能力 300 羽以上(30 日未満のひなを除く。)
2	自動車用燃料小売業、鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業及び自動車整備業の用に供するもの	(1) 洗淨施設 (2) 油水分離施設	1 月の通常の排水量が 200 m <sup>3</sup> 以上
3	食品残物処理の用に供するもの	食品残物処理装置(ディスポーザー)	すべて

備考

- この表は、当該特定施設に係る汚水又は廃液を公共用水域に排出する場合に限り適用する。
- この表は、水質汚濁防止法又は公害の防止に関する条例（長野県）に規定する特定施設は除く。
- この表は、当該特定施設から排出される水を処理できるものとして浄化槽法第4条第2項の規定による構造基準に適合した浄化槽を使用する場合を除く。

規制基準（別表第6）

番号	項目		水温 外観 臭気	水素 イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)		n-ヘキ サン抽 出物質 含有量 (鉱油)	その他の基準及び説明
	区分				日間 平均	最大		
1	動物の飼養の用に供するもの	排出先の公共用水域の水質に著しく変化を与えないと認められる程度	5.8 以上 8.6 以下	150 mg/ℓ	200 mg/ℓ			
2	自動車用燃料小売業、鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業及び自動車整備業の用に供するもの		5.8 以上 8.6 以下			5 mg/ℓ	次の各号に該当すること。 (1) 車両洗淨排水及びその他の含油排水は、すべて不浸透性材料で作られた処理槽に入れたのち排出しなければならない。 (2) 処理槽とは、沈澱槽及び油分離槽をいい、当該排水を排出基準以下に処理しうる施設であること。 (3) 沈澱槽及び油分離槽は、汚泥がたい積しないよう適切に除去しなければならない。	
3	食品残物処理の用に供するもの	食品残物処理装置(ディスポーザー)を使用してはならない。						

騒音の規制

特定施設（別表第2）

番号	用途	名称	規模	備考 (法：騒音規制法)
1	金属加工施設	(1) 圧延機械	原動機の定格出力の合計 22.5kW 未満	22.5kW 以上は法により規制
		(2) ベンディングマシン(ロール式)	原動機の定格出力3.75kW 未満	3.75kW 以上は法により規制
		(3) 機械プレス	呼び加圧能力 294kN 未満	294kN 以上は法により規制
		(4) せん断機	原動機の定格出力3.75kW 未満	3.75kW 以上は法により規制
		(5) 研磨機	工具用研磨機を除くすべて	
2	空気の圧縮及び送風施設	(1) 空気圧縮機	原動機の定格出力 1 kW 以上	7.5kW 以上は法により規制
		(2) 送風機	7.5kW 未満	
3	土石用又は鉱物用の破碎、摩砕、ふるい、分級及び切断の施設	(1) 破碎機	原動機の定格出力 7.5kW 未満	7.5kW 以上は法により規制
		(2) 摩砕機		
		(3) ふるい		
		(4) 分級機		
		(5) 石材引割機	すべて	
4	繊維加工施設	(1) 紡績機械	すべて	
		(2) 編組機	原動機を使用するもの	
		(3) 撚糸機		
5	木材加工施設	(1) 帯のご盤	(製材用)原動機の定格出力 15kW 未満 (木工用)原動機の定格出力 1 kW 以上 2.25kW 未満	製材用 15kW 以上、木工用 2.25kW 以上は法により規制
		(2) 丸のご盤		
		(3) たてのご盤	(製材用)原動機を使用するもの (木工用)原動機の定格出力 1 kW 以上	
		(4) かな盤	原動機の定格出力 1 kW 以上 2.25kW 未満	2.25kW 以上は法により規制
6	穀物用製粉施設	製粉機(ロール式)	原動機の定格出力 7.5kW 未満	7.5kW 以上は法により規制
7	電線加工施設	(1) 編組機	すべて	
		(2) 絹巻線機		
8	その他の施設	(1) 重油バーナー	重油使用量 150/h 以上	
		(2) 電気炉及びキューボラ	すべて	
		(3) 遠心分離機	原動機を使用するもの	
		(4) 集じん装置	固定式のすべて	
		(5) 冷凍機(冷房用を除く)	原動機の定格出力 2.25kW 以上	

備考 この表は、騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域（別表7-1に掲げる地域）のみに適用する。

規制基準（別表第7 - 1）

区分		昼間 (午前8時から午後6時まで)	朝・夕 (午前6時から午前8時まで、午後6時から午後9時まで)	夜間 (午後9時から翌日の午前6時まで)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 付表の地域	50	45	45
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 付表の地域	60	50	50
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 付表の地域	65	65	55
第4種区域	工業地域	70	70	65

備考

- 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域について、同法第4条第1項の規定により定められた区域をいう。
- 第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは都市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。また、付表の地域とは、用途地域等の定めのない地域について、字名で指定している地域があることを表す。（付表の地域は、鹿教湯温泉の地域並びに塩川、長瀬、生田、下丸子、中丸子、上丸子、腰越、西内及び平井の各一部の地域で指定されている。「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定(昭和50年長野県告示第97号)」）
- 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準値は、この表に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。

## 悪臭の規制

### 特定施設（別表第3）

番号	用途	名称	規模
1	動物の飼養の用に供するもの	(1) 豚の飼養施設	飼養能力 50 頭(繁殖豚にあつては5頭)以上(2か月齢未満のものを除く。)
		(2) 牛の飼養施設	飼養能力 5 頭以上
		(3) 馬の飼養施設	飼養能力 5 頭以上
		(4) 鶏の飼養施設	飼養能力 300 羽以上(30日未満のひなを除く。)

### 規制基準（別表第8）

番号	区分	規制基準
1	動物の飼養の用に供するもの	<p>次の各号に該当すること。</p> <p>(1) 床は、不浸透性材料で作られ、適当な勾配と排水溝が設けられていること。</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず、鶏の家禽舎の床は、砂浴場の部分を除き、清掃に支障をきたさない材料で作られ、かつ、採ふんに便利な構造であること。</p> <p>(3) 汚物処理設備として、汚物の保管設備及び汚水の浄化装置又は貯留槽が設けられていること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水の浄化装置及び貯留槽は要しない。</p> <p>(4) 汚物の保管設備及び汚水の貯留槽は、不浸透性材料で作られ、密閉することができる覆いが設けられていること。</p> <p>(5) 運動場を設ける場合は、周囲を不浸透性材料で囲むこと。</p> <p>(6) 防臭剤及び防虫剤を適宜散布し、悪臭及び衛生害虫の発生を防止すること。</p> <p>(7) ふん尿は、適宜取り去り、なるべく踏ませないこと。</p>

備考 この表に掲げる規制基準は、周囲の環境等に照らし、市長が著しく不快を与えないと認めるときは適用を除外することができる。



大気汚染（粉じん）の規制

特定施設（別表第4）

番号	用途	名称	規模	備考 (法:大気汚染防止法)
1	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石のたい積の用に供するもの	たい積場	面積 500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上は法により規制
2	破碎若しくは摩砕施設(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	破碎機及び摩砕機	原動機の定格出力 75kW 未満	75kW 以上は法により規制
3	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)の用に供するもの	ふるい	原動機の定格出力 15kW 未満	15kW 以上は法により規制

規制基準（別表第9）

番号	区分	規制基準
1	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。）又は土石のたい積の用に供する施設	粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石をたい積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 散水設備によって散水が行われていること。 (3) 防じんカバーでおおわれていること。 (4) 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること
2	破碎若しくは摩砕施設(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 散水設備によって散水が行われていること。
3	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)の用に供する施設	(4) 防じんカバーでおおわれていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

## 5 特定行為の規制

### (1) 建設工事の騒音規制

規制対象

「特定建設作業」

義務

- ・ 規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境を損なわないこと
- ・ 作業実施の届出（指定地域のみ）

特定建設作業と規制基準

- ・ 特定行為のうち建設工事として行われるものとして「特定建設作業」が規定され、騒音に係る規制基準がある。

区分	特定行為 (特定建設作業)	規制基準
騒音	別表第5番号1～7	別表第7-2

- ・ 規制基準は全市を対象地域とするが、騒音規制法の特定建設作業は除く。

届出（提出部数：2部）

名称	様式	内容	届出期間
特定建設作業 実施届出書	様式第8号	特定建設作業を伴 う建設工事の実施	工事の7日前まで (災害その他非常の事態の発生に より当該特定行為を緊急に行う必 要があるときは、速やかに提出)

届出対象地域は、騒音規制法第3条第1項の規定による指定地域（別表第7-3に掲げる区域のうち第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域の地域）に限る。

勧告及び命令

- ・ 改善勧告・・・特定建設作業を伴う建設工事を行う者に対する必要な勧告
- ・ 改善命令・・・改善勧告を受けた者に対する命令

罰則

命令・届出等の違反に対する罰則

## 建設工事の騒音規制

### 特定建設作業（別表第5）

番号	内容	備考 (法：騒音規制法)
1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	法の規制対象(指定地域内の作業)を除く
2	びょう打機を使用する作業	法の規制対象(指定地域内の作業)を除く
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	法の規制対象(指定地域内の作業)を除く
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	法の規制対象(指定地域内の作業)を除く
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45 m <sup>3</sup> 以上のものに限る。 )又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。 )を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。 )	法の規制対象(指定地域内の作業)を除く
6	コンクリートカッターを使用する作業	
7	鉄球を使用する解体作業	

#### 備考

- 1 指定地域とは、騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。
- 2 特定建設作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

### 規制基準（別表第7-2）

規制項目 区域の区分	騒音の大きさ	作業禁止時間	1日における 作業時間	作業期間	日曜日その他の休 日における作業
の区域	85 デシベル	午後7時から翌 日午前7時まで	10 時間を超え ないこと	連続して6日 を超えないこ と	禁止
の区域		午後10時から翌 日午前6時まで	14 時間を超え ないこと		
適用除外		A B C D E	A B	A B	A B C D E F

備考 表中A～Fは次の場合をいい、当該規制の適用が除外される。

- A 災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合
- B 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合
- C 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合
- D 道路法第34条(道路の占用許可)、第35条(協議)による場合
- E 道路交通法第77条第3項(道路の使用許可)、第80条第1項(協議)による場合
- F 電気事業法施行規則第1条第2項第1号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要のある場合

区域の区分（別表第7 - 3）

区域		区分	
		学校等の周囲	その他
第1種区域	第1種低層住居専用地域 付表の地域	の区域	
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 付表の地域	の区域	
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 付表の地域	の区域	の区域
第4種区域	工業地域	の区域	の区域
その他の区域	その他の地域	の区域	の区域

備考

- 1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域について同法第4条第1項の規定により定められた区域を、その他の区域とは同法第3条第1項の規定により指定された地域以外の地域をいう。
- 2 第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは都市計画法第2章の規定により定められた用途地域をいう。また、付表の地域とは、用途地域等の定めのない地域について、字名で指定している地域があることを表す。（付表の地域は、鹿教湯温泉の地域並びに塩川、長瀬、生田、下丸子、中丸子、上丸子、腰越、西内及び平井の各一部の地域で指定されている。「騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定(昭和50年長野県告示第97号)」）
- 3 学校等の周囲とは学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域を、その他とは学校等の周囲以外の区域をいう。

(2) 鳥獣威嚇用爆音機の騒音規制

規制対象

害鳥威嚇用爆音機を使用する作業

義務

規制基準に適合しないことにより周辺的生活環境を損なわないこと

特定行為と規制基準

特定行為の一つとして害鳥威嚇用爆音機を使用する作業が規定され、騒音に係る規制基準がある。

日の出から日没まで	日没から日の出まで
住家からおおむね 100 メートル以内 は使用してはならない。	使用してはならない。

勧告及び命令

- ・ 改善勧告・・・害鳥威嚇用爆音機を使用する作業を行う者に対する必要な勧告
- ・ 改善命令・・・改善勧告を受けた者に対する命令

罰則

命令・届出等の違反に対する罰則

## 6 日常生活等の規制

### (1) 拡声機の騒音規制

#### 規制対象

屋外（屋内から屋外に向けて使用する場合を含む。）で拡声機を使用する場合

#### 使用基準

区分 規制項目	商業宣伝	商業宣伝以外
禁止場所	学校等の周辺	
禁止時間	午後7時から翌日午前10時まで	
使用禁止の場合	風俗営業を営む施設及び興行場においては、直接屋外に向けて拡声機を使用しないこと	
使用禁止の位置	地上7メートル以上	
複数の拡声器 (携帯して使用する拡声機を除く)	拡声機の間隔は50メートル以上とすること	
1回の使用時間	1回の使用時間は、10分以内とし、1回につき10分以上休止すること。 (自動車による等移動して拡声機を使用する場合にあっては、同一場所において使用する場合に限る。)	
音量	第1種区域 55 デシベル 第2種区域 55 デシベル 第3種区域 65 デシベル 第4種区域 70 デシベル その他の区域 60 デシベル	
適用除外	(1) 法令により認められた目的のために使用する場合 (2) 広報その他の公共の目的のために使用する場合 (3) 官公署、学校、工場等において時報又は業務連絡のために使用する場合 (4) 祭礼、盆踊り、運動会その他の社会生活において相当と認められる一時的行事のために使用する場合 (5) その他市長が認める場合	

#### 備考

- 1 学校等とは、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームをいう。
- 2 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域について同法第4条第1項の規定により定められた区域を、その他の区域とは同法第3条第1項の規定により指定された地域以外の地域をいう。

(2) 雑排水簡易浄化槽の設置義務

規制対象

生活排水又は事業排水を排出する建築物等を建築しようとする者

設置義務

適切な規模の「雑排水簡易浄化槽（水質の汚濁を防止するための設備）」を設置しなければならない。

雑排水簡易浄化槽の構造基準

区分		構造基準
生活排水	炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水	3槽以上の構造を有する有効容量 200 リットル以上の沈殿ろ過槽又は同等以上の処理能力を有する設備
事業排水	事業活動に伴い公共用水域に排出される水	3槽以上の構造を有する沈殿ろ過槽若しくは油分離槽又はこれらと同等以上の処理能力を有する設備
適用除外		(1) 上田市公害防止条例第6条第1項に規定する污水又は廃液に係る規制基準の適用を受ける場合 (2) 水質汚濁防止法又は公害の防止に関する条例（県条例）に規定する排水に係る規制基準の適用を受ける場合 (3) 浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽を設置しようとする場合 (4) 災害その他非常の事態の発生等によりやむを得ず行う必要がある場合 (5) その他市長が認める場合

勧告及び命令

- ・ 設置勧告・・・建築主に対する雑排水簡易浄化槽の設置の勧告
- ・ 設置命令・・・設置勧告を受けたものに対する命令

(3) その他の規制

生活排水等の排出制限

生活排水又は事業排水を排出する者は、公共用水域の水質を著しく汚濁させる汚水、油類等を排出してはならない。

屋外作業の制限

何人も、屋外作業又は屋外営業を行うことに伴い発生する粉じん、騒音、振動又は悪臭により、生活環境に障害を及ぼさないよう適切な措置を講じなければならない。

土砂流出の防止

何人も、土石の掘削、盛土、切土、整地等の行為により、公共用水域に著しく土砂を流出させ、水質を汚濁させ、又は水底に土砂をたい積させてはならない。

夜間の静穏保持

何人も、夜間（午後10時から翌日の午前6時までをいう。）において音響機器音、楽器音、人声等により、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。



7 届出様式（提出部数：2部）

特定施設

様式	届出の名称	届出を必要とする場合	届出期間
1	特定施設設置 (使用)届出書	【特定施設の設置】 特定施設を設置しようとする場合	設置の60日(騒音30日)前まで
		【特定施設の使用】 新たに特定施設が定められた際に、現にその特定施設を設置している場合	特定施設となった日から30日以内
2	特定施設変更届出書	1の届出を行った特定工場等で以下の変更があった場合 特定施設の種類・数量・構造 特定施設の使用方法 汚水等の処理又は防止方法 汚水等に係る用水及び排水の系統(汚水又は廃液の特定施設のみ) *ただし、騒音の特定施設は以下の場合、届出不要 ・特定施設の種類ごとの数を減少する場合 ・特定施設の数直近の届出数の2倍以内で増加する場合 ・、の変更において騒音の増加を伴わない場合	変更の60日(騒音30日)前まで
4	氏名等変更届出書	届出を行った者の氏名、名称、住所、法人の代表者名に変更があった場合 特定工場等の名称、所在地に変更があった場合	変更した日から30日以内
5	特定施設使用廃止届出書	特定施設のすべての使用を廃止した場合	廃止した日から30日以内
6	特定施設承継届出書	1の届出を行った者から特定施設のすべてを譲り受けたり借り受けた場合 1の届出を行った者について相続、合併、分割(すべてを承継させるものに限る。)をした場合	承継した日から30日以内
7	公害防止措置完了届出書	改善命令を受けた者が、その命令に基づく措置を行った場合	速やかに

特定行為(特定建設作業)

様式	届出の名称	届出を必要とする場合	届出期間
8	特定建設作業実施届出書	特定建設作業を伴う建設工事を実施する場合 (届出対象地域は、騒音規制法第3条第1項の規定による指定地域に限る。)	工事の7日前まで (災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要があるときは、速やかに届出)

受理 年 月 日
整理番号

特定施設設置 ( 使用 ) 届出書

年 月 日

( 届出先 ) 上田市長

届出者 住所

氏名

印

( 法人にあっては、主たる事務所の所  
在 地 及 び 名 称 並 び に 代 表 者 の 氏 名 )

上田市公害防止条例第 9 条 ( 第 1 0 条 ) の規定により、特定施設の設置 ( 使用 ) について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称				
工場又は事業場の所在地				
工場又は事業場の事業内容				
常時使用する従業員数				
担当の氏名及び電話番号	電話番号			
備 考				
特定施設の種 類	数 量	構 造	使用の方法	汚水等の処理又は防止の方法
		別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり

備考

- 1 印の欄には、記載しないこと。
- 2 特定施設の種類の欄には、上田市公害防止条例施行規則で定める別表番号、項番号及び(1)、(2)、(3)等の細分があるときはその番号並びに名称を記載すること。
- 3 構造、使用の方法及び汚水等の処理又は防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、汚水等の区分により次の書類によること。
  - (1) 汚水又は廃液 付表 1
  - (2) 騒音 付表 2
  - (3) 悪臭 付表 3
  - (4) 粉じん 付表 4 - 1 又は 4 - 2

添付書類

- 1 工場又は事業場及びその付近の見取図
- 2 工場又は事業場の建物、特定施設、汚水等の処理施設等の配置図

(付表1)

汚水又は廃液に係る施設の概要

番 号											
特 定 施 設 の 種 類											
数 量											
施設 の 設置	設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
構造	型 式										
	能 力 ・ 規 模										
使用 の 方法	状 況	1 日 の 使 用 時 間	午前 午後	時 まで	午前 午後	時 まで	午前 午後	時 まで	午前 午後		
		季 節 変 動									
	動物の飼養の用に供する施設における汚水汚物の処分方法(該当するものを で囲む)	1 汚水処理施設 2 肥料 3 その他( )				1 汚水処理施設 2 肥料 3 その他( )					
	特 定 施 設 の 排 水 量	通常	m <sup>3</sup> /日	最大	m <sup>3</sup> /日	通常	m <sup>3</sup> /日	最大	m <sup>3</sup> /日		
	処理施設の種類・名称及び型式										
処理 の 方法			処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後		
			通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
	水 量 ( m <sup>3</sup> / 日 )										
	水 質	水 素 イ オ ン 濃 度									
		生物化学的酸素要求量(mg/l)									
		ノルマルヘキサン抽出物質(mg/l)									
		そ の 他									
	放 流 先										
	残 査	種 類									
		1 か月の生成量(種類別)									
処 理 方 法 ( 種 類 別 )											
備 考											

備考

- 工場又は事業場の建物、特定施設、汚水等の処理施設等の配置図に、汚水等に係る用水及び排水の系統を記載すること。この場合において、用水の給水経路を青で、排水の排出経路を赤で記入すること。
- 設置届出の場合には着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には、設置年月日、着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 水質の欄は、工場又は事業場から排出される汚水等中の主たる汚濁物質の濃度等を記載すること。

(付表2)

騒音に係る施設の概要

番	号		
特	定	施	設
の	種	類	
数	量		
施設 の 設置	設	置	年
	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日
施設 の 設置	着	手	予
	定	年	月
	日	年	月
	日	年	月
施設 の 設置	完	成	予
	定	年	月
	日	年	月
	日	年	月
施設 の 設置	使	用	開
	始	予	定
	年	月	日
	日	年	月
構造	型	式	
	公	称	能
使用 の 方法	使	用	開
	始	時	刻
使用 の 方法	(	時	・
	)	分	)
使用 の 方法	使	用	終
	了	時	刻
使用 の 方法	(	時	・
	)	分	)
騒	音	の	防
止	の	方	法
別	紙	の	と
お	り		
備	考		

備考

- 1 設置届出の場合には着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には、設置年月日、着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音装置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。

(付表3)

## 悪臭に係る施設の概要

番	号		
特 定 施 設 の 種 類			
数			
施 設 の 設 置	設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
構 造 及 び 使 用 の 方 法	規 模 ( 面 積 )		
	建 物 の 構 造		
	収 容 数 量		
	季 節 変 動		
	原 料 の 種 類 及 び 使 用 量 ( 貯 蔵 種 類 及 び 貯 蔵 量 )		
	製 品 名 及 び 製 造 量		
処 理 の 方 法	集 気 の 方 法		
	処 理 施 設 の 形 式		
	悪臭の発生又は排出が著しいと き の 措 置 方 法		
	施設から発生する廃棄物の種類 及 び 処 理 の 方 法		
備	考		

## 備考

- 1 設置届出の場合には着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には、設置年月日、着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 悪臭の発生又は排出が著しいときの措置方法の欄は、悪臭防止に関して速やかに講じられる措置の概要を具体的に記載する。

(付表4 - 1)

粉じんに係る施設(たい積場)の概要

番	号		
特 定 施 設 の 種 類			
数			
施 設 の 設 置	設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
構 造 及 び 使 用 の 方 法	名称及び型式		
	面積(m <sup>2</sup> )		
	たい積能力(t)		
	たい積物の種類、性状及び通常の年間延べたい積量(t/年)		
	たい積場がその中に設置されている建築物の概要		
防 止 の 方 法	散 水	装置の種類・型式・基数	
		装置の能力(m <sup>3</sup> /h)	
		散水の方法	
	防じんカバーの設置状況		
	薬液散布	薬液の種類・名称	
		装置の種類・型式・基数	
		装置の能力(m <sup>3</sup> /h)	
		薬液散布の方法	
	締 固 め	装置の種類・型式	
		締固め方法	
		その他	

備考

- 1 設置届出の場合には着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には、設置年月日、着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 たい積物の種類、性状及び通常の年間延べたい積量の欄には比重、粒度、水分値等の概算及び通常の年間延べたい積量について記載すること。
- 3 散水の方法、薬液散布の方法、締固め方法及びその他の欄には、実施の量(例えば散水の場合は水量 m<sup>3</sup>/t)、実施頻度等記載すること。
- 4 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置に係る装置について記載すること。
- 5 粉じん発生施設及び粉じんの飛散防止のための装置とその主要寸法を記入した概要図並びに粉じんの発生及び粉じんの処理に係る操業の系統の概要を説明する書類を添付すること。

(付表4 - 2)

粉じんに係る施設(破碎機、磨砕機、ふるい)の概要

番	号		
特 定 施 設 の 種 類			
数			
施設 の 設置	設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
構造 及 び 使用 の 方法	名称及び型式		
	原動機の定格出力(kW)		
	処理能力(t/h)		
	処理対象物の種類及び通常の月間 処理量(t/月)		
	破碎機、磨砕機又はふるいがその 中に設置されている建築物の概要		
防止 の 方法	集 じん 機	集じん機の種類・型式	
		集じん機の効率(%)	
		送風機の原動機出力(kW)	
	散 水 装 置	装置の種類・型式	
		装置の能力(m <sup>3</sup> /h)	
		処理量当たり散水量(l/t)	
	防じんカバーの設置状況		
	その他		

備考

- 1 設置届出の場合には着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には、設置年月日、着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置に係る装置について記載すること。
- 3 粉じん発生施設及び粉じんの処理又は防止のための装置(フードを含む。)の構造と、その主要寸法を記入した概要図並びに粉じんの発生及び粉じんの処理に係る操業の系統の概要を説明する書類を添付すること。

受理 年 月 日
整理番号

特定施設変更届出書

年 月 日

(届出先) 上田市長

届出者 住所

氏名

印

〔 法人にあっては、主たる事務所の所  
在 地 及 び 名 称 並 び に 代 表 者 の 氏 名 〕

上田市公害防止条例第 11 条の規定により、特定施設の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称					
工場又は事業場の所在地					
工場又は事業場の事業内容					
常時使用する従業員数					
担当の氏名及び電話番号		電話番号			
備考					
特定施設の 種類	数 量		構 造	使用の方法	汚水等の処理又は 防止の方法
	変更前	変更後			
			別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり

備考

- 1 印の欄には、記載しないこと。
- 2 特定施設の種類欄には、上田市公害防止条例施行規則で定める別表番号、項番号及び(1)、(2)、(3)等の細分があるときはその番号並びに名称を記載すること。
- 3 構造、使用の方法及び汚水等の処理又は防止の方法の欄の記載については、様式第 1 号に準ずること。また、付表中における番号欄へ「変更の前・後」を加え、変更前及び変更後の内容を対照させること。

添付書類

- 1 工場又は事業場及びその付近の見取図
- 2 工場又は事業場の建物、特定施設、汚水等の処理施設等の配置図



受理	年	月	日
整理番号			

氏名等変更届出書

年 月 日

( 届出先 ) 上田市長

届出者 住所

氏名

印

( 法人にあっては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名 )

氏名 ( 名称、住所、所在地 ) に変更があったので、上田市公害防止条例第 14 条の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		
変 更 の 理 由		

備考 印の欄には、記載しないこと。

受理	年	月	日
整理番号			

特定施設使用廃止届出書

年 月 日

( 届出先 ) 上田市長

届出者 住所

氏名

印

( 法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名 )

特定施設のすべての使用を廃止したので、上田市公害防止条例第 1 4 条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
特定施設の種類	
使用廃止の年月日	
使用廃止の理由	

備考 印の欄には、記載しないこと。

受理	年	月	日
整理番号			

特定施設承継届出書

年 月 日

( 届出先 ) 上田市長

届出者 住所

氏名

印

( 法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名 )

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、上田市公害防止条例第 15 条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		
工場又は事業場の所在地		
特定施設の種 類		
承 継 の 年 月 日		
被承継者	氏 名 又 は 名 称	
	住 所	
承 継 の 原 因		

備考 印の欄には、記載しないこと。

様式第7号(第10条関係)

受理	年	月	日
整理番号			

公害防止措置完了届出書

年 月 日

(届出先) 上田市長

届出者 住所

氏名

印

( 法人にあっては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名 )

年 月 日付け 第 号による命令に基づく措置が完了したので、上田市公害防止条例第17条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
命令に係る特定施設の種別	
措置の内容	
措置完了年月日	

備考 印の欄には、記載しないこと。

特定建設作業実施届出書

年 月 日

( 届出先 ) 上田市長

届出者 住所

氏名

印

( 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 )

特定行為を実施するので、上田市公害防止条例第 1 8 条の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事等の名称				
建設工事等の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定行為の種類				
特定行為に使用される上田市公害防止条例施行規則別表第 5 に規定する機械の名称、型式及び仕様				
特定行為の場所				
特定行為の実施の期間	自 年 月 日	至 年 月 日	日間	
特定行為の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 時	至 時		時間
騒音の防止の方法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
下請負人が特定行為を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号			
下請負人が特定行為を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
受理年月日				
審査結果				

備考

- この届出書は、上田市公害防止条例施行規則別表第 5 に掲げる特定行為の種類ごとに提出すること。
- 特定行為の種類欄には、上田市公害防止条例施行規則別表第 5 に掲げる作業の種類を記載すること。
- 特定行為の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業しない日を明示すること。
- 特定行為の開始及び終了の時刻の欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
- 印の欄には、記載しないこと。

添付書類

- 特定行為の場所の付近の見取図
- 特定行為を伴う建設工事等の工程の概要を示した工程表で特定行為の工程を明示したもの

上田市役所

市民生活部生活環境課

電話 0268-23-5120

丸子地域自治センター市民生活課

電話 0268-42-1054

真田地域自治センター市民生活課

電話 0268-72-0154

武石地域自治センター市民生活課

電話 0268-85-2827